

和 監 第 2 9 号

令和 6 年 8 月 9 日

和光市長 柴崎 光子 様

和光市監査委員 山 田 史 明

同 内 山 恵 子

令和 5 年度内部統制評価報告書の審査意見について

令和 6 年 7 月 1 日付け和総務第 8 0 号で和光市長より依頼のあった標記の件について、令和 5 年度和光市内部統制評価報告書について審査した結果、次のとおり意見を付します。

1 審査の対象

令和 5 年度和光市内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和 5 年度和光市内部統制評価報告書の審査は、和光市長が作成した内部統制評価報告書について、和光市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和5年度和光市内部統制評価報告書について、和光市長及び内部統制評価部局から報告を受け、必要に応じて説明を求めた上で審査を行った。

4 審査の結果

令和5年度和光市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続に係る記載は相当である。

5 備考

本市では、内部統制制度の導入は法的に義務付けられておらず、努力義務とされるものであるが、信頼される市であり続けるために、令和5年度にこの制度を導入したところである。内部統制を有効に機能させるためには、全ての職員がこの制度の理解を深め、積極的に取り組むことが重要である。そのため、職員の負担を最小限に抑えつつ、実効性の高い取り組みを行うよう、制度を定期的に見直し、職員にとって取り組みやすい形に改善していくことや、制度の周知や啓発活動も継続的に行い、市全体で制度の定着に努められたい。